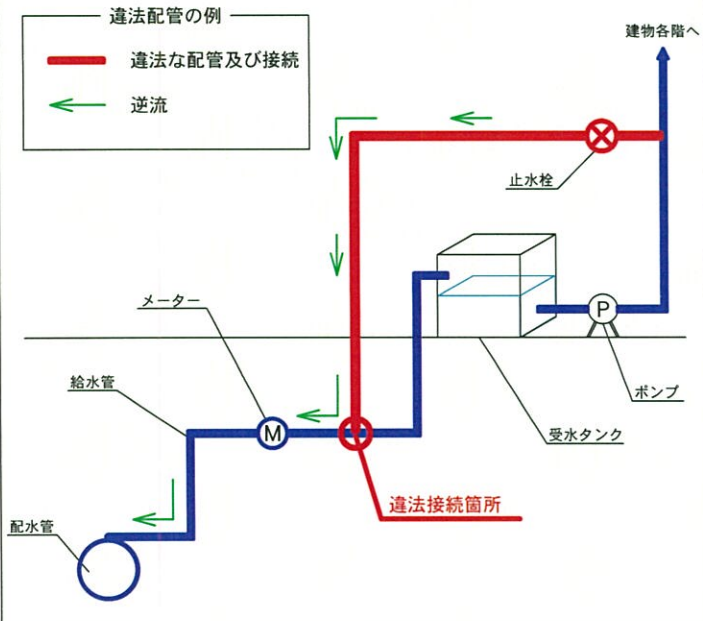


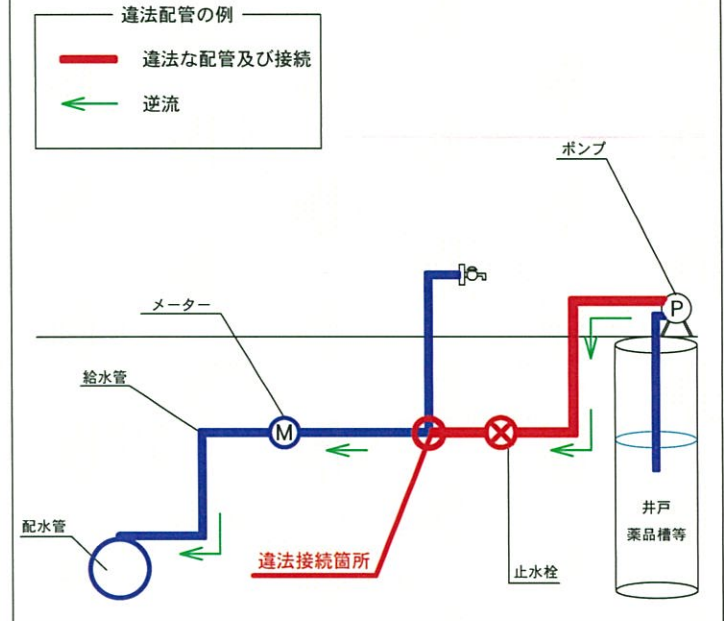
『違法』な配管になっていませんか？

下図のような配管は、止水栓（バルブ）や逆流防止弁を設置しても水道法令で禁止されている「違法」な配管で、**大変危険**です。

◆ 受水タンク先の配管と受水タンク手前の配管と接続



◆ 井戸・薬品槽等ほかの設備との接続配管



- 1 汚染された水や薬品等が水道水に混入する可能性があります。
- 2 配管途中にポンプがある場合、ポンプの圧力で水道管に汚染水等が逆流してしまい、水質事故が広範囲に及ぶ可能性があります。

★ 「違法」な配管がされていた場合には、結城市水道課にご連絡のうえ、速やかに改善していただくようお願いいたします。

* 給水装置工事を行う場合は、水道課への届出が必要となります。（結城市水道事業給水条例第6条）

（注）違法配管により事故を引き起こした場合は、水道法等により、厳しい罰則が適用される可能性があります。

水道の適正なご使用をお願いいたします。

- 違法配管は、社会的に重大な事故を引き起こしかねません。
- 指定給水装置工事事業者の皆様はもちろん、水道をご使用のお客様にもご理解とご協力をお願いいたします。